

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律要綱

(傍線部分は今回施行期日を定める部分)

第一 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正

一 自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生の自衛官候補生手当の月額、防衛
大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）の学生手当の月額及び陸上自衛隊の学校の
生徒（以下「生徒」という。）の生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定すること。

（別表第一、別表第二、第二十四条の二第二項、第二十五条第二項及び第二十五条の二第二項関係）

二 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される十二月期の期末手当の支給割合を百分の百七十
二・五とすること。

（第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項関係）

第二 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正

常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される六月期及び十二月期の期末手当の支給割合をそれ
ぞれ百分の百七十とすること。

(第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項関係)

第三 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正

自衛官俸給表の俸給月額及び自衛官候補生の自衛官候補生手当の月額を改定すること。

(別表第二及び第二十四条の二第二項関係)

第四 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から施行するほか、必要な施行期日等を定めること。
- 二 その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。